

電子署名を行う上での注意事項(1)

■ 電子署名の利用範囲の確認

電子署名の利用範囲は、認証業務により異なるため、認証事業者に事前に利用範囲を確認してから利用申込みを行うこと。

■ 電子署名を行う前に内容確認

電子署名は手書きの署名や押印に相当する法的効果が認められ得るものであるため、電子署名を行う前に署名する内容をよく認識してから電子署名を行うこと。

■ 電子署名を行うための署名符号(秘密鍵)の厳重管理

実印と同様に利用者署名符号(秘密鍵)については、十分な注意をもって管理すること。利用者署名符号(秘密鍵)の管理方法は、認証事業者を確認すること。

■ 電子証明書の失効

次の場合には、電子証明書の失効を認証事業者に請求すること。

- 利用者署名符号の危殆化(盗難、漏えい等により他人に使用され得る状態になること)又はそのおそれがある場合
- 電子証明書に記載されている事項に変更が生じた場合
- 電子証明書の利用を中止する場合

